

新座市企業告示第38号

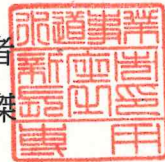
新座市指定給水装置工事事業者の更新

新座市水道事業給水条例（昭和37年新座市条例第4号）第7条第1項及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定に基づき、新座市水道事業の業務に係る工事を施行させる新座市指定給水装置工事事業者として、次のとおり更新する。

令和8年9月2日

新座市水道事業管理者

新座市長 並 木 傑



指定番号、給水装置工事事業者名、給水工事の事業を行う事業所の所在地及び有効期限

指定番号	給水装置工事事業者名	所 在 地	有 効 期 限
84	有限会社小原設備工業	埼玉県新座市馬場一丁目 9番29号	令和13年9月29日
87	有限会社中村産業	埼玉県新座市馬場四丁目 12番3号	令和13年9月29日
138	有限会社大貫設備工業	埼玉県朝霞市浜崎四丁目 6番90号	令和13年9月29日
155	松村住宅設備	東京都清瀬市中里二丁目 1370番地の1	令和13年9月29日
446	株式会社エナジー	埼玉県川越市大字安比奈 新田255番地3	令和13年10月6日